

令和5年第14回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年7月21日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委員 仲 山 英 之  
同 委員 坂 口 節 子  
同 委員 中 田 尚 代

議 題

1 議案

(1) 議案第36号 特別支援学級教科用図書の採択について

2 陳情

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕

(2) 令和5年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書

3 答申

(1) 小学校教科書協議会からの教科用図書に係る答申について

(2) 小学校特別支援学級調査委員会および中学校特別支援学級調査委員会からの教科用図書に係る答申について

4 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

5 報告

(1) 教育長報告

教科書展示会の実施結果について

「練馬区立図書館ビジョン」の項目別取組状況について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時28分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

村 瀬 美 紀

山 崎 直 子

関 口 和 幸

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和5年第14回教育委員会定例会を開催する。

なお、本日、岡田委員から欠席の届出が出ている。よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議案1件、陳情2件、答申2件、協議1件、教育長報告2件である。

初めに、本日の会議の進め方についてお諮りをさせていただきます。

本日提出されている、答申(1)小学校教科書協議会からの教科用図書に係る答申について、(2)小学校特別支援学級調査委員会および中学校特別支援学級調査委員会からの教科用図書に係る答申については、練馬区立学校教科用図書採択要綱の規定に基づき非公開といたしたいが、よいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、答申については非公開として、この答申については案件の最初に行わせていただきたい。

なお、議案第36号の特別支援学級教科用図書の採択については、全ての答申が終了した後、公開で行いたい。

- (1) 小学校教科書協議会からの教科用図書に係る答申について
- (2) 小学校特別支援学級調査委員会および中学校特別支援学級調査委員会からの教科用図書に係る答申について

答申の 、 は非公開で審議

- (1) 議案第36号 特別支援学級教科用図書の採択について

教育長

それでは、点検が終わったので、議案第36号の審議を行う。

ここからは会議を公開にて行うので、よろしく願います。

議案第36号、各委員から、特別支援学級の教科用図書であるが、ご意見、ご質問等あれば願います。

坂口委員。

坂口委員

選ばれた本はそれぞれきちんと選定してある。私は、特別支援学級の中に置くのにふさわしいと思うので、賛成する。

教育長

仲山委員。

仲山委員

私も先ほどのご説明を伺って、それで実際の本を見て、非常に適切な本が選ばれていると感じた。

教育長

中田委員。

中田委員

私も、写真であったり、イラストがカラーだったり、大変見やすい本だと思った。掃除のやり方とか、整頓の仕方とか、基本的なことだが、家庭で、今なかなか教えることができなくなっているのかと思うとき、教科書が2つあるのはいいかと思った。私もいい本が選ばれたと思う。

教育長

私も、調査委員会で審議をされたものが候補として上がってきている、各特別支援学級設置校のご判断によって児童生徒に適切なものが選ばれるものと考えているので、この候補で結構である。

それでは、議案第36号については決定とさせていただきます。

ここでお諮りする。小学校の教科用図書については、本日、教科書協議会からの答申を踏まえて、再来週の金曜日、8月4日に予定されている第15回定例会で採択を行いたい、よいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

各委員におかれては、それまでの間、調査・研究を引き続きよろしく願い申し上げます。

仲山委員

1つ、関連で。

教育長

どうぞ。

仲山委員

今回の一般図書に関しては、これは無償ではなくて、どなたがお金を負担しているのか。

教育指導課長

無償給与の図書とお考えいただいて、いわゆる検定本と同じように種目ごとに1人1冊の検定本か、もしくは一般図書が無償で配布されると、国の負担で払われるということになる。

仲山委員

先ほどの答申で出た予算の関係は、国の予算の関係でということか。

教育指導課長

複数本の図書を一人の子供にとすることはできないといった意味合いである。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

本のお値段に関係なく、お一人、教科1冊だったらいいが、2冊以上になると、それは予算上でだめという発言の趣旨である。こちらは国の無償給与の対象になっている。

それでは、小学校の教科用図書については、8月4日に審議、採択を行いたいのでよろしく願います。

(2) 令和5年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書

教育長

次に、陳情案件である。(2) 令和5年陳情第1号 教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書。

この陳情については、本日新たに提出されたものである。事務局より説明をお願いする。

事務局

それでは、お手元の陳情書をご覧ください。

令和5年陳情第1号、教科書採択にあたって教職員の意見を尊重し、採択に反映させることを求める陳情書。陳情代表者等は記載のとおりである。

要旨、教科書採択にあたっては、教職員の意見を尊重し、採択に反映させること。以上である。

教育長

それでは、この陳情について、資料要求等があればお願いします。  
仲山委員。

仲山委員

資料要求とは違うが、ここに書いてあることで分からないことがあった。  
理由の冒頭のところである。現在の制度では云々ということだが、この「現在の制度では」という、この法律はどのような法律か。

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会が教科書を選ぶみたいなどころがある。

仲山委員

これは国の法律ということか。

教育長

はい。平成12年から法律が変わった。それ以前は、法律の中に都における特例という項が第59条にあって、都においては、区の教育委員会ではなくて、都教委が教科書を選ぶという特例があった。その第59条が撤廃されて、平成12年から区教育委員会が教科書を選べるようになったということで、「現在の制度では」と、私はそのようにこの文面を理解している。

仲山委員

もう一点だが、下から2段落目の、「ところが」というところだが、練馬区ではここ数年、学校意見を聞くことをやめと書いてあるが、以前は聞く制度があったということか。

教育指導課長

以前は、学校として意見をまとめて、それを委員会のほうに提出するというような形もあった。

教育長

先ほど報告のあった、教科書協議会の報告というのは前からある。  
それと併せて、そういうのが一時期運用された時期がある。何分にも平成12年に権限が下りてきて、それでまだ20年ちょっと経過したぐらいなので、最初の時期については、そういうような取扱いがあったようである。

仲山委員

先ほどの前の答申で伺ったことを踏まえると、現在の調査委員会とかというのが、既に学校の意見を聞いていることになるのではないかなと、私はそのように判断した。

教育長

何かあるか。

教育指導課長

先ほどの答申の際も会長からお話しがあったとおり、調査委員会に出ている教員というのは各教科の非常に専門的な知識を持っており、その方々は、独自だけの考え方ではなく、様々な研究会等に属しており、常日頃からその教科に関する広い知見を持っているという立場の方々なので、人数は3名ということになるが、それをもって、学校の意見、考え方というものには十分に資するものと考えている。

以上である。

仲山委員

もう一点、文言で教えていただきたいが、2ページ、裏のページの下から3段落目の最後のほうに、C4thの文書連絡という文言があるが、この「C4th」というのは何か。

教育指導課長

これは練馬区内の公立学校間で、役所とか公立学校との間で利用できる、要はメール機能が備わったツールである。それを通じて各学校にお知らせをしているということになる。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかに資料要求等のご用命はないか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、資料要求がなければ、この陳情については、本日は読み上げのみとして、継続とさせていただきたいが、よいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。それでは、そのようにさせていただく。  
他の継続審査中の陳情1件については、事務局より新たに報告される事項や大き

な状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところ、継続といたしたいが、よいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議1件についても、本日のところ、継続とし、次回以降に協議を行いたい、よいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

教科書展示会の実施結果について

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件ご報告を申し上げる。  
それでは、報告の 番について願います。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明について、ご質問等があれば、願います。  
どうぞ。仲山委員。

仲山委員

意見の件数だが、前回と比べての増減はいかがか。

学校教育支援センター所長

いただいた意見の数についてである。いただいた意見の数や来場者数については、



採択がある年、また、ない年、それから、コロナの影響によって、その年その年で数が大きく異なっている。

参考までに、前回、4年前に小学校の教科書採択を行ったときにいただいたご意見に比べると、今回、多くのご意見をいただいているところである。

前回いただいたご意見の数だが、申し訳ない、後ほど個別にご回答させていただく。

教育長

よろしいか。ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

私も数は覚えていないが、すごく多くなっている。倍くらいではないか。実際に図書館にいらした方も多く、それから、いただいているご意見の数を見ても、前回よりは増えている。これはなぜかと思うくらい、皆さんがやはり関心を寄せていることかなと思っている。

教育長

ほかにないか。

学校教育支援センター所長

先ほどいただいた件数についてだが、前回の採択のときに比べて2.4倍のご意見をいただいているような状況である。

教育長

前は50件くらいだったから、2.4にすると130件くらいという、そんな感じである。

よいか。ほかにないか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の 番は以上として、次に、報告の 番をお願いする。

「練馬区立図書館ビジョン」の項目別取組状況について

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等があればお願いします。  
よいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の 番を終了する。  
その他、報告事項はないか。

教育施策課長

私から口頭にて旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校の統一学園名の募集についてご報告を申し上げます。

これまで新校の設置に向けた取組については、その進捗をご報告申し上げてきたが、本年2月開催の当委員会において、令和5年度は校名を検討していく旨、ご説明申し上げた。このたび、新校の名称について、子供たちや地域の皆様からご意見をいただくため、本日21日から募集を開始する。

旭丘中学校と旭丘小学校の統一学園名、新たな小中一貫教育校として、一体の学校を表す、いわゆる通称名である。

旭丘小、小竹小、旭丘中、3校の児童生徒や保護者の方々、旭丘・小竹地域の皆様にチラシや回覧板等で周知をする。

募集は9月5日まで行い、その後、新校の推進委員会において校名を選定し、その後子供たち、地域の方々の投票で決定していきたいと考えている。年度内を目途に最終結果を取りまとめる予定である。結果がまとまったら、改めて本委員会にご報告をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

教育長

ただいまの口頭報告について、ご質問等があればお願いします。  
坂口委員。

坂口委員

新しい学校名だから、運営委員会かどこかで決定するのか。決定機関はどういうところか。

教育施策課長

まず、地域の方々、子供たちからいろんな意見をいただいて、先ほど推進委員会と申し上げたが、新校開設に向けて、3つの学校の校長先生やPTAの皆様、町会等々の関係者の皆様にお集まりいただいている委員会がある。そこで、案という形で絞り込みを行い、その絞り込みを行ったものを、再度、子供たち、地域の方々から投票いただいとすることで、校名の案という形で最終決定まで持っていきたい。

ちょっと先走ってしまうが、統一学園名の名称を使うための学校管理の規則改正

が必要となつてまいるので、その規則改正の場においては教育委員会の議決案件ということにはなつてまいる。だから、事務的な手続を含めると、最終的には教育委員会でお決めいただくということになつてまいる。

以上である。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ただいまの件だが、大泉桜学園の校名を決定するときの手順はどうやっていたのか。

教育施策課長

大泉桜学園、区内初の小中一貫教育校であるが、こちらも、やはり子供たちや地域の方々から案を募集した。そして、推進委員会、準備会、関係者が集まる場で絞り込みを行ったところである。

大泉桜学園においては、「大泉」「桜学園」という、コアのキーワードが、もうこれが一番よろしかろうということになった。

教育委員会の場において、小中一貫教育校という名前を前につけるか後ろにつけるかみたいな形でご提案させていただいて、教育委員の皆様と協議の上、決定をさせていただいたと、当時はそういう状況であった。

以上である。

教育長

ありがとう。  
ほかにないか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、口頭報告を終わる。

当方でご用意した報告は以上だが、委員の皆様から、これ以外に何かないか。よいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、その他、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。  
現在、ほかはない。  
以上である。

教育長

それでは、以上をもって第14回教育委員会定例会を終了する。